

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和6年1月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300346 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2300028 号

第1 結論

昭和 59 年 * 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 59 年 * 月から昭和 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 7 月から昭和 63 年 3 月まで

請求期間①について、詳細はわからないが、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、請求期間②については、国民年金の加入手続をしたかどうかは不明であるが、会社を退職しアルバイトをしていたところ、当時居住していた A 市から納付書が届いたので、自身で市役所へ行き、金額は覚えていないが、1 回か 2 回でまとめて保険料を納付したと記憶している。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①について、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父親が納付し、請求期間②については、保険料は当時居住していた A 市から納付書が届いたので、自身で市役所へ行き保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が提出した年金手帳（国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」）の国民年金の記録（1）欄には、請求者が被保険者となった日が「昭和 59 年 * 月 * 日」、被保険者でなくなった日が「昭和 62 年 4 月 1 日」、再び被保険者となった日が「昭和 62 年 7 月 1 日」、被保険者でなくなった日が「昭和 63 年 4 月 1 日」と記載されているものの、オンライン記録によると、これらの期間に係る記録は、全て入力処理年月日が「平成 7 年 11 月 20 日」であることが確認できることから、請求者の国民年金番号は平成 7 年 11 月頃に初めて払い出されたと推認でき、当該入力処理時点では、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年

金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して別の国民年金番号は見当たらない。

さらに、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は既に亡くなっている上、請求者は請求期間②に係る国民年金の加入手続について、具体的な記憶はない旨陳述していることから、当時の納付状況はいずれも不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。